

# 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

## 「調整給付金」とは？

調整給付金は、令和6年度に実施する納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の定額減税（注1）を十分に受けられない方に対し、支給するものです（注2）（注3）。

（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。

令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注3）本給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方臨時交付金」を活用しています。

## 支給対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

※合計所得が1,805万円を超える方は、対象外

## 支給金額

### ①所得税分控除不足額

$$\begin{array}{r} \text{定額減税可能額} \\ 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族 (注4)}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{令和6年分推計所得税額 (注5)} \\ \text{(減税前)} \end{array} \\ = \begin{array}{c} \text{所得税分控除不足額} \\ (<0\text{の場合は}0) \end{array}$$

### ②個人住民税分控除不足額

$$\begin{array}{r} \text{定額減税可能額} \\ 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族 (注4)}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{令和6年度分個人住民税額} \\ \text{(減税前)} \end{array} \\ = \begin{array}{c} \text{個人住民税分控除不足額} \\ (<0\text{の場合は}0) \end{array}$$

### 調整給付支給額

$$\text{①} + \text{②} = \text{調整給付支給額 (1万円単位に切り上げ)}$$

（注4）「扶養親族」には、同一生計配偶者(所得税)、控除対象配偶者(個人住民税)、16歳未満の扶養親族を含む

（注5）令和5年分所得税額により、令和6年分所得税額を推計。

# 給付金支給までの流れ ※世帯の状況により異なります

①マイナンバーに紐づく本人名義の  
公金受取口座がある方

②マイナンバーに紐づく本人名義の  
公金受取口座がない方  
(要申請の方)

8月上旬に給付決定通知書（ハガキ）が  
届きます

8月下旬に確認書（ピンク色の封筒）が  
届きます

記載されている口座番号等を  
ご確認ください

振込先に変更がある方は  
**二次元バーコードから申請**、  
もしくは、  
**下記コールセンターへご連絡**ください

**必ず申請が必要です！**

中身を確認し、  
**二次元バーコードから申請**、  
もしくは、  
必要事項を記入し、添付書類（本人  
確認書類等）と一緒に、  
**確認書を市に返送して申請**  
してください

ハガキに記載されている振込日に給付  
金を口座振込いたします  
※口座変更をされた方は振込日が変更と  
なる場合があります

審査の上、順次、給付金を  
口座振込いたします  
※申請を受理した日から1か月後が  
目安です

**申請期限 令和6年10月31日(木)**  
**※当日消印有効**



給付金（調整給付金）の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」に注意！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ先

安中市定額減税調整給付金コールセンター



**0570-040-060** 受付時間 9:00~17:00（土日祝を除く）



▲市ホームページ

※本給付金の制度概要等については、下記または、市ホームページをご確認ください  
内閣官房ホームページ(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)